

マイナンバーいよいよ動く ~成人NISA、ジュニアNISA、マイナンバー、各々における手続き等の十分な理解を促す情報提供を期待~

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

マイナンバーいよいよ動く

2015年10月5日(月)からの「税と社会保障の共通番号(マイナンバー)」通知まで、あと一週間。「**マイナンバーいよいよ動く 制度の理解は十分に進んでいないが、今から備えればまだ間に合う。**」(2015年9月25日付日本経済新聞朝刊)と言われる通りで、マイナンバーの早急の理解と対応が促されている。マイナンバーは、2年4カ月前の2013年5月24日に法律が成立しており(2013年5月31日に公布されており)、2015年10月5日からの通知や2016年1月からの利用が既に決まっていた事だ(2013年5月13日付日本版ISAの道 その11 参照~URLは後述[参考ホームページ])。ただ、それでも理解や対応が進んでいないのが現状である(後述)。



尚、2015年9月3日に改正マイナンバー法が成立しており、ここで利用範囲が金融や医療にも広がったが、さらに2016年1月からの予定だった基礎年金番号とマイナンバーの連結が最長2017年5月まで延期されている(*2015年6月1日に公表された日本年金機構(基礎年金番号を管理)の個人情報流出問題を受けてのもの)。

NISAやマイナンバーの金融に関わる流れ ※マイナンバーは個人番号と法人番号があるが、ここでは個人番号について記載。 2016年9月28日現在

	2015年(平成27年)			2016年(平成28年)		2017年(平成29年)			2018年(平成30年)
	1月1日	4月1日	10月5日~12月	1月1日	4月1日	1月1日	7月	10月	1月
マイナンバー			マイナンバーの通知 ・通知カードが簡易書留で郵送されてくる。	マイナンバー制度開始 ・個人番号カードの交付(希望者のみ。ICチップ・顔写真付きのプラスチック製で、身分証明書として使用可。通知カードは返納。) ・NISAや特定口座等を新規開設する場合、マイナンバーを金融機関に提示が必要。		国の機関との間で情報連携開始(予定)。 マイナポータル稼働(予定)。		市区町村間での情報連携開始(予定)。	銀行の預金口座に任意でマイナンバー付与。
成人NISA	成人NISA制度(2014年1月~2023年12月未まで投資可能)								
	・新規投資額100万円/年 ・年単位で金融機関の変更可。			・新規投資額120万円/年に引き上げ ・口座開設に、住民票の写し等に加えマイナンバーが必要(既存の口座開設者は2018年中までに告知)。 ・既存の口座開設者は、マイナンバー告知で勘定設定期間毎の重複口座確認を次回以降不要とする金融庁2016年度税制改正要望事項あり。			2018年分以降、重複口座の有無の確認にマイナンバーを使い、住民票の写し等を提出不要とする金融庁2016年度税制改正要望事項あり。		
申込み~口座開設までの期間	1カ月半~2カ月程度。	1カ月~1カ月半程度。 うち税務署での確認手続きが2~3週間に短縮(住民票取得の代行サービス利用の場合)。						1ヶ月前後 (税務署での手続きが1~2週間程度+金融機関内での手続き。)	
ジュニアNISA	金融機関の中には既に2015年8月半ばから、ジュニアNISAの口座開設書類郵送予約をしている所も。			ジュニアNISA申込み受付開始 ・未成年者専用 ・マイナンバー等の提出が必要	ジュニアNISA投資可能(2023年12月未まで投資可能、2024年以降は口座名義の子どもが20歳に到達するまで非課税保有可)。 ・新規投資額80万円/年				
申込み~口座開設までの期間				1ヶ月前後 (税務署での手続きが1~2週間程度に加え、金融機関内での手続き。)					
金融所得課税の一体化				NISAの対象となる上場株式等(上場株式、J-REIT、ETF、公募株式投信など)に、特定公社債等(国債、公社債、内外MMF、MRF、公社債投信など)が追加。20.315%(申告分離課税)に。金融所得内での損益通算・譲渡損失の3年間の繰越控除が可能。					

(出所: 国税庁、金融庁、日本証券業協会、日本経済新聞等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

*マイナンバーの利用開始(2016年1月)以前でも、金融機関が個人番号の通知を受けている本人から、マイナンバー関係事務のために、事前にマイナンバーを収集することができる。

「マイナンバー」とNISA関連のこれまでの経緯、これからの見込み(NISA関連は◎印、赤い部分は当コラムで重要な所) 2015年9月28日現在

2013年5月24日・31日	マイナンバー法案成立・公布
2013年12月31日	◎株式(投信)の配当や譲渡所得等の10%軽減税率廃止

2014年1月～	◎NISA 非課税適用開始
2014年12月11日	マイナンバーの適切な取り扱いを監視する特定個人情報保護委員会が「マイナンバーガイドライン」を告示
2015年1月～	◎NISA で金融機関(一つの金融機関)を毎年変更可能(再び開設可能)に
2015年1月30日	国税庁が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」告示
2015年3月31日	◎NISA 年 120 万円(2016 年～)、ジュニア NISA 創設(2016 年 4 月～)決定
2015年5月21日	マイナンバー法改正案衆院可決
2015年8月28日	改正マイナンバー制度関連法が参院本会議で可決成立 日本年金機構の個人情報流出問題で審議中断後、民主党の修正案を衆院で再度採決。
2015年8月31日	マイナンバー導入に伴う手続き簡素化および NISA の更なる利用拡大に向けた利便性向上が金融庁・平成 28 年度(2016 年度)税制改正要望に
2015年9月3日	改正マイナンバー制度関連法が衆院本会議で可決成立 *預金口座への適用、特定検診(メタボ検診)の結果や予防接種の履歴の管理、自治体が独自に番号を利用しやすくする事、2016 年 1 月からの予定だった基礎年金番号とマイナンバーの連結を最長で 2017 年 5 月まで延期等
2015年9月11日	財務省が「日本型軽減税率制度」を提案。 *マイナンバーの「個人番号カード」を使い、酒類を除く飲食物品等の購入時に 10%分の消費税を支払い、後日 2%分を消費者個人に払い戻す仕組み
2015年10月5日(見込み)	マイナンバーが国内に住民票がある全ての人に付番
2015年10月～(見込み)	マイナンバーの紙製「通知カード」が市町村より簡易書留郵送されてくる
2016年1月～(見込み)	社会保障分野、税分野、災害対策分野でマイナンバー利用(フェーズ 1) *基礎年金番号とマイナンバーの連結→最長で 2017 年 5 月まで延期(2015 年 9 月 3 日)
2016年1月～(見込み)	顔写真付きのプラスチック製「個人番号カード」が希望者に市区町村の窓口で無償交付
2016年1月～(見込み)	◎NISA や特定口座等を開設する場合、金融機関にマイナンバーを提示する*2015 年 12 月までに開設された口座については 3 年間の猶予(2018 年 12 月までにマイナンバーを通知等～国税庁「平成 28 年 1 月 1 日前に…」)
2016年1月～(見込み)	◎ジュニア NISA 口座申込み開始、マイナンバーが必要(*2017 年以降は前年 10 月から申込み開始、成人 NISA では口座の重複確認の有無の為に住民票必要のまま)
2016年1月～(見込み)	◎金融所得課税一体化で金融所得内での損益通算が可能 ～2015 年 3 月 23 日付日本版 ISA の道 その 94 参照(URL は後述[参考ホームページ])
2016年4月(見込み)	◎ジュニア NISA 非課税適用開始(*2017 年以降は 1 月から)
2017年1月～(見込み)	情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)運用開始 *国の機関で、自治体は 2017 年 7 月以降～税金や年金の情報を確認出来るほか、自分のマイナンバーにアクセスした人の履歴も確認可能。
2017年4月～	消費税率 10%引き上げ
2017年7月～2018年1月(見込み)	厚生年金・健康保険関係での利用開始(フェーズ 2) *マイナンバーと日本年金機構が管理する基礎年金番号の連結は、当初 2017 年 1 月開始予定だったが、日本年金機構の個人情報流出問題を受け改正案修正され半年から 1 年延期へ。
2017年2月～3月(見込み)	確定申告でマイナンバー記載
2017年7月～(見込み)	自治体でも税金や年金の情報について「マイナポータル」可に(住民票不要)
2017年10月(見込み)	◎2018 年分以降、成人 NISA の重複口座の有無の確認にマイナンバーのみ利用(住民票不要に)*金融庁平成 28 年度(2016 年度)税制改正要望
2018年1月～	銀行の預金口座に任意でマイナンバー付与
2018年12月までに(見込み)	2015 年 12 月までに NISA や特定口座等の開設手続きをした投資家が金融機関にマイナンバーを通知
2018年10月をメドに(見込み)	民間や医療などへの利用拡大(フェーズ 3)
2018年～(見込み)	金融機関は預金口座開設用紙に任意でマイナンバー登録を呼びかけ
2021年以降(見込み)	上記について義務化を目指し検討中。

(出所: 国税庁、金融庁、各種資料より三菱 UFJ 国際投信株式会社商品企画部が作成)

中小企業はマイナンバー対応完了が僅か 1.3%で何も着手していないが 50%!?

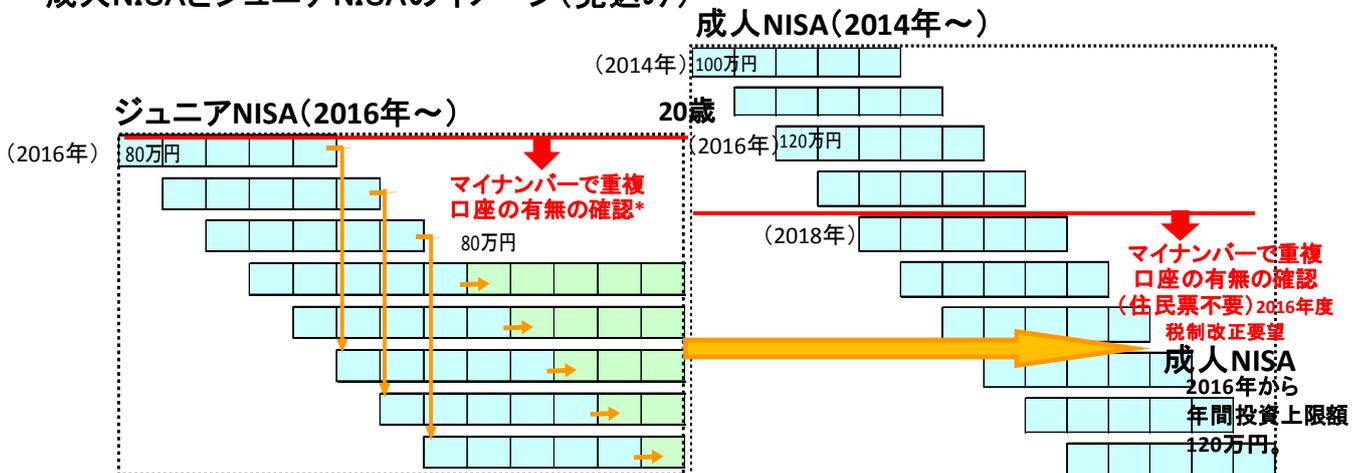
2015年10月5日からのマイナンバー通知まであと僅かとなる中、2015年9月3日に内閣府が公表した「マイナンバー制度に関する世論調査(7~8月実施)」によると、マイナンバー制度の「内容まで知っていた」との回答は43.5%(半年前の1月調査は28.3%)、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」は46.8%(同43.0%)であった(URLは後述[参考ホームページ])。さらに、2015年9月4日付日本経済新聞によると、「2016年以降は税や社会保障の手続きに番号が必要になる。ただ企業の対応には遅れも目立ち、番号が国民にきちんと届くのか不安も残る。政府は行政手続きの簡素化など利点を強調するが、準備は時間との闘いになっている。」であった(URLは後述[参考ホームページ])。加えて、2015年9月16日に中小企業向け業務ソフトを開発・販売するソマチが公表した「全国の中小企業・個人事業者のマイナンバーへの対応状況に関する調査結果」によると、2015年9月においてマイナンバー制度への対応・準備を「完了している」は僅か1.3%で、「実施している」が19%、「情報収集・計画中」が30%、「まだ何も着手していない」が50%と最多だった(URLは後述[参考ホームページ])。

個人投資家はマイナンバーをよく/ある程度知っているが60%!しかしジュニアNISAや成人NISAにおけるマイナンバーや住民票の写し等の取り扱いについては不明

金融の世界でマイナンバーの理解は進んでいるだろうか? 2015年9月16日に日本証券業協会が公表した「個人投資家の証券投資に関する意識調査」によれば、2015年7月にマイナンバーの利用開始を「よく知っている」と「ある程度知っている」との回答が合わせて60%、「名前は聞いたことがある」が36%、「知らない」が3%だった。2014年1月導入のNISAでは、直前2013年8月において「内容まで知っている」が41.3%で、「内容は知らないが、聞いたことがある」が33.3%だったので、マイナンバーの認知度はNISAを上回っている(URLは後述[参考ホームページ])。

個人投資家の認知度の高さは良い事である。しかし例えば、**2016年1月から始まるジュニアNISAの申込みにはマイナンバー提示が必要で住民票の写しは重複口座の確認の為に不要であるが、ジュニアNISA開設に必要な未成年口座開設で本人確認の為に住民票の写し等が必要である事を知っているか。2016年1月からの成人NISA新規口座申込みには住民票の写しが重複口座の確認の為に必要だが、その時に求められるマイナンバー提示において本人確認の為に運転免許証もしくはパスポートなどのほか、住民票の写しも使える事などを知っているか。**「マイナンバーをよく/ある程度知っている」人が60%いると言うが、このあたりの理解は不明である。

成人NISAとジュニアNISAのイメージ(見込み)



(出所: 2015年度税制改正関連法、金融庁2016年度税制改正要望等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

*ジュニアNISAの申込みにはマイナンバー提示が必要で住民票の写しは重複口座の確認の為に不要であるのだが、ジュニアNISA開設に必要な未成年口座開設で本人確認の為に住民票の写し等が必要である。

**詳細は2015年1月13日付日本版ISAの道 その86及び2015年1月19日付日本版ISAの道 その87参照。

成人 NISA、ジュニア NISA、マイナンバー、各々における手続き等の十分な理解を促す 情報提供理解が期待される

来年(2016年)、子どもの為のジュニア NISA を始めるついでに、自分達夫婦の(成人)NISA を新規で考えている4人家族がいたとする。「夫婦2人・子ども2人の家庭では、1人120万円×5年×2人+80万円×5年×2人=2000万円の非課税枠ができること」になる(*「」は金融庁の表現)。



この2000万円の非課税枠を新規に作るべく、この家族が金融機関を訪れ、そこで手続き等を尋ねた際、金融機関から「**お子さんの為のジュニア NISA では、マイナンバー提示は必要ですが、住民票の写しは不要(*重複口座の確認の為)です。しかしこのジュニア NISA 口座には未成年口座開設が必要で、未成年口座をお持ちでない場合、6カ月以内に発行された住民票の写し等が必要(*本人確認の為)となります。一方、ご夫婦の為の(成人)NISA では、住民票の写しが必要で(*重複口座の確認の為)、さらにマイナンバー提示も必要です。マイナンバー提示において本人確認の為、運転免許証もしくはパスポートなどのほか、住民票の写しも本人確認の一つとして使えます**」などと言われたとする。マイナンバーや NISA がよくわからない個人(新規投資家の候補)の場合、さらに困惑、わからなくなり、申込みを躊躇する可能性がある。さらに、ジュニア NISA については世帯主の親権者が二人いて同一世帯の場合で、祖父母が世帯主の場合、別世帯(*子どもが別世帯、両親が別世帯)の場合、親権者が一人の場合、「戸籍謄本(全部事項証明)」や「戸籍の附票(全部証明)」が必要になる(*金融機関によってはこの戸籍を原則とし、世帯主の親権者が二人いて同一世帯の場合には住民票の写しで良いと言う所もあるかもしれない)。戸籍謄本は、居住地の市区町村役場で取得出来る住民票と違い、本籍地の市区町村に交付申請する必要がある(委任状による代理人申請や郵送請求/取り寄せは可能だが)、一層、申込みを躊躇する可能性がある。

また、来週2015年10月5日から簡易書留で郵送されてくる紙製「通知カード」をそのまま提示しても、運転免許証もしくはパスポートなどの顔写真付き書類が必要(*本人確認の為)となり、それらが無い場合は健康保険の被保険者証や年金手帳、6カ月以内に発行された住民票の写し等の官公署(かんこうしょ)から発行された書類など、2つ以上の書類の提示が必要となる(国税庁「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」を参照~URLは後述[参考ホームページ])。紙製「通知カード」を予め、顔写真付きプラスチック製「個人番号カード」にしていれば、手続きはより簡単となるが、そうしていなければ、やはり、申込みを躊躇する可能性がある。

そして、最後に口座開設にかかる時間である。「**マイナンバーを使うことで口座開設までにかかる期間は1~2週間程度**」(2015年2月27日付日本経済新聞朝刊参照~URLは後述[参考ホームページ])となる事がジュニア NISA に期待されているが、(成人)NISA については住民票の写し等も必要となる為、金融機関の提供する住民票取得の代行サービスを利用しても、「**申し込みから口座開設まで1カ月半から2カ月かかる**」(同)こととなる。前述した通り、ジュニア NISA でも、未成年口座開設で住民票の写し等、取得に時間を要する書類が必要となる場合も多く、結局、家族の口座開設にかかる期間は長引き、投資タイミングから投資意欲を失う懸念もある。こうなると、申込みを先送りする(やめてしまう)投資家が出て不思議ではないだろう。このあたり、金融庁も2015年8月31日に「**NISA 口座開設時の重複口座の有無の確認方法として、平成30年以降一律に個人番号のみを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とする**」と言う平成28年度税制改正要を出しているものの(URLは後述[参考ホームページ])、これは、実現しても2018年以降の話である。

ちなみに、ジュニア NISA が範とする英国のジュニア ISA/Junior ISA(JISA)の口座開設でも「国民保険番号/National Insurance number/NI number/NINO」が必要となっているが、16 歳未満はそもそもこの番号が無いので不要となっている。ただ、親が子どもの口座を開設する際、親の本人確認書類として親の運転免許証もしくはパスポートなどの顔写真付き書類(現物)一つ、親の住所確認書類として電力・ガスの請求書やクレジットカードの明細書など(現物)一つ、そして、子どもの存在確認書類として出生証明書/birth certificate もしくは国民医療制度医療カード/National Health Service medical card(現物)を提示する必要がある。

英国でも色々あるのだが、いずれにしろ、今は、日本において、成人 NISA・ジュニア NISA・マイナンバーの各々で、どのような書類等が必要であり、どれ位の手間と時間がかかるかをしっかり理解すべく、金融機関には、わかりやすい情報提供を期待したい。

2015 年 9 月 15 日に金融庁が公表した NISA 口座の開設・利用状況調査結果によれば、2015 年 6 月末時点で取扱金融機関 702 社に開設された NISA 口座は 921 万 2167 口座だった(URL は後述[参考ホームページ])。これまでのペースで行けば、NISA 口座は年内にも 1000 万口座を超えると推計される。

また、2015 年 6 月末時点における NISA 口座における買付額(総購入額)は 5 兆 1936 億円(3 月末比+17.7%)だった。2015 年 7 月 27 日付日本版 ISA の道 その 109 の中で「2015 年 6 月末時点における全金融機関の NISA 買付額(総購入額)は 5.1 兆円」と推計したのにはほぼ近い規模だ(URL は後述[参考ホームページ])。これまでのペースで行けば、2015 年は約 4.2 兆円、導入以降 2 年間の NISA 投資総額は約 7.2 兆円程度にもなると推計される。この 2 年間 7.2 兆円が 2016 年以降も続くなら、2020 年までの 5 年間に 18 兆円が追加投資され、政府目標である「2020 年に投資総額 25 兆円」は、より現実的なものになろう。

この良い流れを続ける為、せつかくの新規投資家、「貯蓄から投資へ」の主役にもなるべき資産形成層の投資家を大事にする為、成人 NISA、ジュニア NISA、マイナンバー、各々における手続き等の十分な理解を促す情報提供が期待されよう。

以 上

[参考ホームページ]

2013 年 5 月 13 日付日本版 ISA の道 その 11「マイナンバー法案が衆院で可決! 今後、ISA 口座開設・維持が容易になり、取引金融機関を変更できる可能性。」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130513.pdf>」

2015 年 9 月 3 日付内閣府「マイナンバー制度に関する世論調査(7~8 月実施)」…

「http://www.jsda.or.jp/shiryu/chousa/files/kojinishikiyouusa_gaiyou150915.pdf」

2015 年 9 月 4 日付日本経済新聞朝刊「マイナンバー、時間との闘い中小・地方、対応に遅れ」…

「http://www.nikkei.com/article/DGKKASDC03H0E_T00C15A9EA2000/」

2015 年 9 月 16 日付ソリマチ株式会社公表「全国の中小企業・個人事業者のマイナンバーへの対応状況に関する調査結果」…「http://www.sorimachi.co.jp/newsrelease/20150916_enqr/」

2015 年 9 月 15 日付日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査」…

「http://www.jsda.or.jp/shiryu/chousa/files/kojinishikiyouusa_gaiyou150915.pdf」

2015 年 2 月 27 日付日本経済新聞朝刊「子ども NISA、来年 4 月から マイナンバーで開設 OK :日本経済新聞」…

「http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS26H1A_W5A220C1MM8000/」

国税庁「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」…

「http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kokuzei_kakunin.pdf」

2015年8月31日付金融庁の平成28年度税制改正要事項…

「http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/request/fsa/index.htm」

2015年6月8日付日本版ISAの道 その104「マイナちゃんとニーサ(NISA)～マイナンバーのメリットとデメリットをしっかりと理解、金融機関などが政府と共にマイナンバーを普及、情報提供に努める事が期待される～」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150608.pdf>」

2015年9月15日付金融庁「NISA口座の開設・利用状況調査(平成27年6月末時点)…」

「<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20150915-1.html>」

2015年7月27日日本版ISAの道 その109「拡大するNISA～NISA買付額(総購入額)は主要10社で2.4兆円、全証券会社で3.1兆円(推計)、銀行等が2兆円(推計)、全金融機関で5.1兆円(推計)～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150727.pdf>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。